

こおりやま応援寄附金（ふるさと納税）返礼品協力事業者募集要項

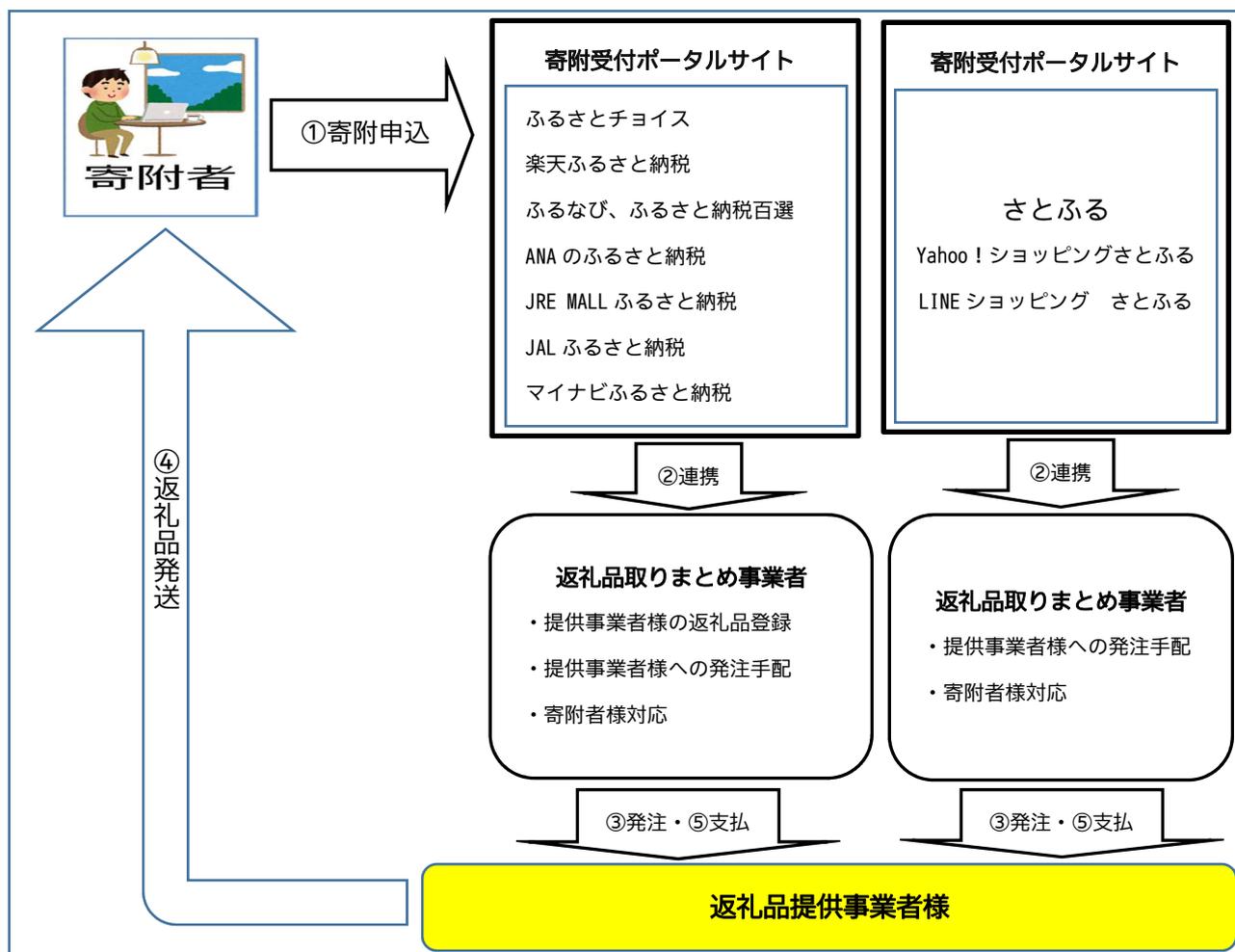
令和6年3月改定

1 目的

生まれ育ったまち、ゆかりのあるまち、思い出のまちである郡山市へ寄附することで、本市のまちづくりに貢献することができる「こおりやま応援寄附金（ふるさと納税）」に寄附をいただいた方に対し本市の魅力を広くPRし全国の皆様に応援いただくため寄附（ふるさと納税）に対する返礼品の提供にご協力いただける事業者（以下、「協力事業者」という。）を募集します。

2 事業概要（寄附申込から返礼品の発送、代金の支払までの流れ）

- ① 寄附者から本市に対する寄附の申込
※申込方法は、ふるさと納税ポータルサイト、郵送及びFAXにより本市あて申込
- ② ポータルサイトから返礼品取りまとめ事業者への寄附情報連携
- ③ 返礼品取りまとめ事業者から協力事業者に返礼品発注
- ④ 協力事業者から寄附者に返礼品発送
- ⑤ 協力事業者と返礼品取りまとめ事業者において、代金請求及び支払手続き
※その後、返礼品取りまとめ事業者と本市において、代金請求及び支払手続きを行います。



3 協力事業者の条件

協力事業者は、次に掲げる要件をすべて満たしている者とします。

- (1) 法令等に沿った生産、製造、加工、販売等を行っている事業主であること
- (2) 代表者等が暴力団による不当な行為の防止等に関する法律に掲げる暴力団の構成員等でない者であること
- (3) 本市が返礼品の取りまとめ業務を委託している事業者（下記4参照）との取引が可能であること
- (4) 市税等の滞納がないこと（市税の課税資料を確認させていただきます）
※ ただし、上記の要件に適合しても、本市が協力事業者として適当でないと感じた場合や、返礼品として適当でないと感じた場合は、参加をお断りすることがあります。

4 返礼品の取りまとめ事業者との取引

本市は、返礼品の手配や寄附情報の管理、問い合わせ対応などを返礼品とりまとめ事業者（以下、「中間事業者」という。）に委託しています。返礼品を提供するには、中間事業者との取引が必要となります。

事業者登録の申請が承認されましたら、中間事業者よりご連絡させていただきます。

5 返礼品の条件

次のいずれかであること

- (1) 本市において生産（役務の提供を含む）されたもの。
 - (2) 本市において原材料の主要な部分が生産されたもの。
 - (3) 本市において製造、加工、その他の工程のうち主要な部分を行うことにより、相応の付加価値が生じているもの。（加工は商品の変質を伴う加工。切断や梱包のみは不可）
 - (4) 本市のキャラクターグッズ、オリジナルグッズ等で市独自の返礼品等であることが明確なもの。
 - (5) その他、総務省基準（平成31年総務省告示第179号）に適合するもの
- ※ 返礼品の候補商品は総務省による事前確認があり、承認された商品のみが地場産品として返礼品に採用されます。
- ※ 総務省の地場産品基準は随時見直しが行われております。基準が変更になることにより、出品済のものでも出品できなくなる場合があります。
- ※ 体験型の返礼品については、現地でQR決済のうえすぐに利用できる旅先納税の仕組みも導入しております（名称：郡山市ふるさと応援納税）。参入をご希望の場合は郡山市市民税課までお申し出ください。

6 返礼品について注意すること

- (1) 飲食物の場合は、寄附者へ到着後に必要十分な賞味期限または消費期限が確保されていること。
- (2) 安全な品質、安定した供給が見込める商品であること。（期間限定や数量限定も可。寄附受付期間中に価格が大きく変動する商品の場合は、市や取りまとめ事業者にご相談ください）

- (3) パッケージ表面に他自治体の名前が入っていないこと。
- (4) 体験型返礼品の場合は地域の魅力を十分に体感できるものとし、体験者が傷害保険等の任意保険に加入することとするなど、安全に最大限の配慮をすること。

7 食品の返礼品を取り扱う場合

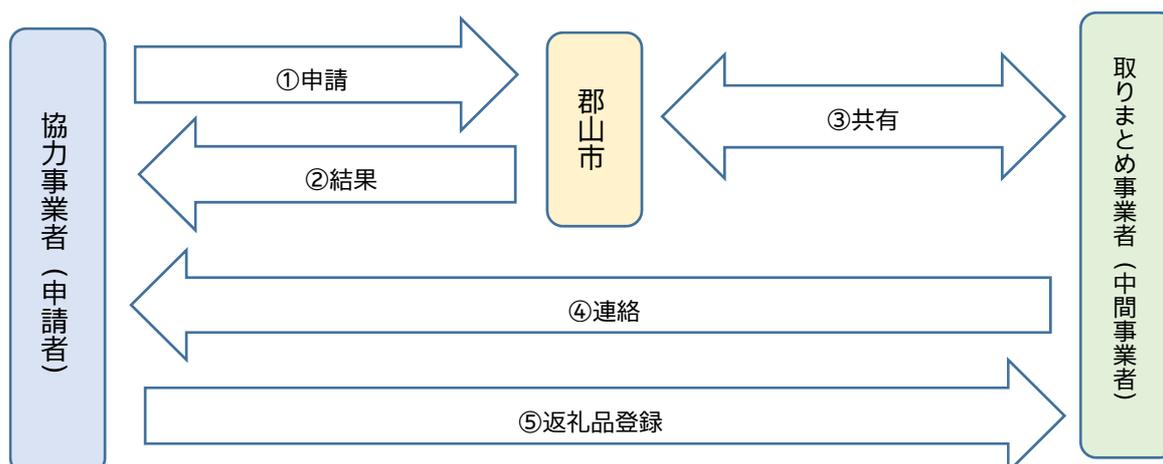
- (1) 地場産品基準、食品表示法や食品衛生法に違反することがないように、市の調査・確認に応じる義務があります。
- (2) 地場産品基準、食品表示法や食品衛生法において遵守すべき事項が記載された書類を整備し、保存をする義務があります。
- (3) 食品表示法、食品衛生法の違反を行った場合は取引を中止する場合があります。
- (4) 上記により契約不履行となり本市に損害が生じた場合、本市は損害賠償を請求することがあります。

8 申請方法

(1) 事業者登録

- ① 協力事業者の登録、変更をする場合は、別紙第1号様式「こおりやま応援寄附金（ふるさと納税）返礼品協力事業者登録申込書兼変更届」に必要事項を記入して郡山市市民税課あて提出してください。
 - ※ 決定を受けた以降は、特段の意思表示がない限り、翌4月1日から1年間の自動更新となります。その後も同様となります。
 - ※ 協力事業者登録の取り下げをする場合は、別紙第2号様式「こおりやま応援寄附金（ふるさと納税）返礼品協力事業者登録取り下げ書」に必要事項を記入して郡山市市民税課まで提出してください。
- ② 申請内容等を総合的に判断して、協力事業者を決定し、その結果を市から申請者へ通知します。
- ③ 申込書の内容を中間事業者と共有します。
- ④ 中間事業者より事業者登録や商品登録についてのご連絡をさせていただきます。
- ⑤ 返礼品の登録に関する具体的な内容（内容・規格・数量・取扱い期間等）は、市及び中間事業者と調整いただくことがあります。

【参考】 事業者登録までの流れ



(2) 返礼品登録

- ① 返礼品を出品する場合は、別紙第3号様式「こおりやま応援寄附金（ふるさと納税）返礼品登録届」に必要事項を記入して郡山市市民税課あて提出してください。
 - ※ 登録後は、特段の意思表示がない限り、翌4月1日から1年間の自動更新となります。その後も同様となります。
- ② 返礼品に変更が生じた場合は、別紙第4号様式「こおりやま応援寄附金（ふるさと納税）返礼品登録変更届」を郡山市役所市民税課あて提出してください。
 - ※ 地場産品の要件に変更がある場合は、必ず変更届を提出してください。
 - ※ 変更の内容によっては、再度、総務省の確認を行う場合があります。